

保育実施基準表（指数表）

保育施設（2・3号認定）への入所を選考するにあたって保育の必要性を指数化したものになり、指数の高い方から順番に入所選考を行います。

保育認定の要件			内容	指数	
1	就労	被雇用者 自営業主	月155時間以上労働することを常態としている者	10	
			月120時間以上労働することを常態としている者	9	
			月96時間以上労働することを常態としている者	8	
			月72時間以上労働することを常態としている者	7	
			月48時間以上労働することを常態としている者	6	
		自営業専従者 家族従業者 内職 業務委託等	月155時間以上労働することを常態としている者	10	
			月120時間以上労働することを常態としている者	8	
			月96時間以上労働することを常態としている者	7	
			月72時間以上労働することを常態としている者	6	
			月48時間以上労働することを常態としている者	5	
2	妊娠・出産		妊娠中であるか又は出産後間がない者	10	
3	保護者の疾病・障がい等	障がい	【身体障害】1・2級 【精神障害】1・2級 【療育】A	身体障害者手帳等各種手帳を所持する、またはそれと同等であると認められる者	10
			【身体障害】3・4級 【精神障害】3級 【療育】B		7
	疾病・けが	在宅療養	入院	疾病・けが等により、入院している者	10
			寝たきり	疾病・けが等により、寝たきりの状態になっている者	10
			感染症・精神疾患等	医師により長期加療(安静)を要すると診断された者	9
			安静	医師により長期加療(安静)を要すると診断された者	6
その他	比較的軽症ではあるが、定期的な通院等が必要である者等	5			
4	親族の介護・看護	在宅介護・看護等	入院付添	長期間入院している親族の付き添いにあたっている者	7
			寝たきり老人の介護	同居する祖父母等寝たきりの状態にある老人の介護にあたっている者	10
			身体障がい者看護	同居する親族等で心身に障がいのある者の看護や、通園・通勤等の付き添いにあたっている者	10
			自宅看護	同居する親族等で長期間療養にあたっている者の看護・介護にあたっている者	6
5	災害復旧		震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている者	10	
6	求職活動		就労をめざし、求職活動を行っている者	4	
7	就学・職業訓練		大学・専門学校等に通学している者、または職業訓練校等において職業訓練を受けている者	5	
8	虐待・DVのおそれがあること		虐待やDVの被害にあうおそれが高く、保育の必要性があると関係機関から認められる場合	15	
9	その他		その他上記と同等の状況にあると市長が認めるもの	5~10	
調整指数	ひとり親家庭			+15	
	生活保護世帯			+15	
	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合			+5	
	虐待やDVのおそれなど社会的擁護が必要な場合			+15	
	子どもが障がいを有する場合			+5	
	育児休業が明け職場復帰が決まっている場合			+5	
	きょうだいがすでにその施設に入所している場合（卒園児は除く）			+10	
	地域型保育事業（小規模保育事業など）の卒園児童			+5	
	市内の教育・保育施設（認可施設）に勤務している保育士・保育教諭・幼稚園教諭の場合 ※非正規職員を含む			+7	
	市内の放課後児童クラブ支援員として常時勤務している場合（月155時間以上）			+3	
	保育することが可能である親族と同居している場合			-3	
	6箇月以上の保育料を滞納している場合（ただし、分納誓約または申し出による児童手当からの徴収をしている場合を除く） ※卒園児童分を含む			-10	
その他市長が特に調整が必要と認める場合			+1~+5		